

## 改正「太極拳技能検定制度 概要」

	5級	4級	3級	2級	1級
1. 検定科目	入門太極拳	初級太極拳	24式前半	24式後半	24式
2. 受験規定 (学習歴年数)	3ヶ月	6ヶ月 5級取得者	1年 4級取得者	1年6ヶ月 3級取得者	2年 2級取得者
3. 実施主体 (団体・県連・日連)	団体	同左	同左	同左	県連
4. 実施回数	回数制限無し (実施報告は、前期・後期に各一回で行なう)	同左	同左	同左	同左
5. 審査員資格 審査員人数	普及指導員以上 2人以上	同左	C級指導員以上 2人以上	同左	B級以上1人 C級以上2人 計3人以上
	A級指導員が審査員を担当する場合は1人以上				
6. 登録料	3千円	4千円	6千円	8千円	1万円
7. 登録料 分配比率	団体：県連：日連 5：3：2				団体：県連：日連 3：5：2
	都道府県連盟実施の場合は＝団体：県連：日連 3：5：2				
8. 受験料	1千円	1千円	1千円	1千円	3千円
9. 公認指導員 受験要件					普及指導員を 受験できる
10. 公認指導員 登録料					2万円
11. 有効期限	認定された各級位・段位は昇級・昇段しない限り、終身称号とし、更新手続を要しない。				

2015. 6. 20 一部改定 (太字部分)

団体 = 都道府県連盟に加盟している団体

県連 = 都道府県連盟

日連 = 日本連盟

初段	2段	3段	備 考
24式筆記試験	24式 32式太極剣	24式 (県連盟実施推手 規定套路前半部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 3級から受験する場合は、5級、4級の種目(入門太極拳、初級太極拳)も併せて受験しなければならない。</li> <li>◎ 4級から受験する場合は、5級の種目(入門太極拳)を併せて受験しなければならない。</li> </ul>
3年 1級取得者	5年 初段取得者	7年 2段取得者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 太極拳を始めてからの期間、年数。</li> <li>◎ 期間は団体長が認定する。</li> </ul>
日連	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 5～2級の認定も団体は県連に実施申請し、県連が日連に申告。</li> </ul>
年1回 各県で実施	年1回 各ブロックで実施	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 級検定は、受験者が多ければ会場数を増やしてもよい。</li> <li>◎ 段検定も、各ブロックで、受験者数により複数会場で行う。</li> </ul>
B級指導員以上 3～5人	ブロック講師以上 3人以上	指導員委員会 講師以上 3人以上	
2万円	3万円	4万円	
団体：県連：日連 4：3：3			
6千円	8千円	1万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 受験料は実施主体に帰属する。</li> <li>◎ 3級から受験する場合は、5級受験料1千円、4級受験料1千円を併せて納付しなければならない。</li> <li>◎ 4級から受験する場合は、5級受験料1千円を併せて納付しなければならない。</li> </ul>
C級指導員を受験できる	B級指導員を受験できる	A級指導員を受験できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 1級、初段～3段を取らなければ、普及、C～A級を受験できない。</li> </ul>
2万円	2万円	2万円	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 公認指導員資格は、4年間有効で、所定の更新手続きをとらなければ無効となる。級・段は更新不要。</li> </ul>